

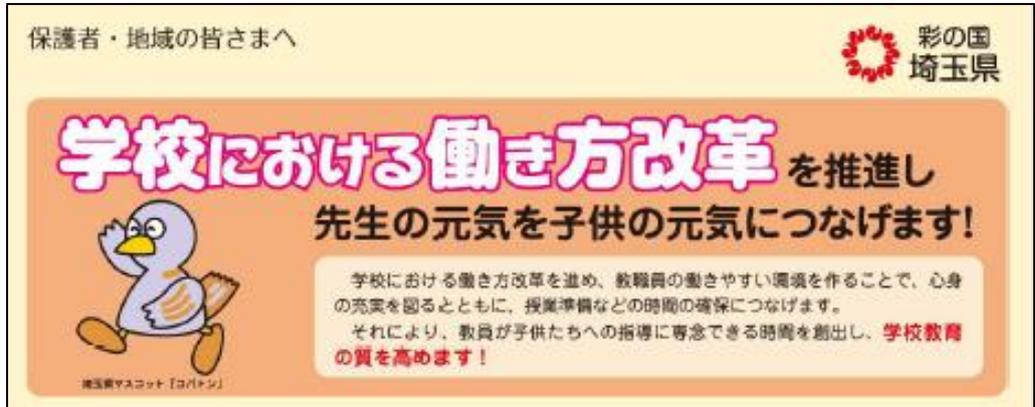
学校における働き方改革基本方針について

埼玉県では、学校における働き方改革を推進し、リーフレットを発行しています。

本市では、埼玉県「学校における働き方改革基本方針」を基に、吉川市版を

作成し、働き方改革を推進しております。

授業やその準備に集中できる時間、子どもと接する時間、自ら専門性を高めるための時間の確保や教職員の健康維持増進を目的とし、4つの視点からその目的を達成するための取組を行っています。



埼玉県「学校における働き方改革基本方針」の概要

目標：在校等時間の超過勤務の上限 原則月 45 時間以内、年 360 時間以内とする
(法改正によりこの上限時間が制度化されました)

<目標達成に向けた4つの視点>

- ①教職員の健康を意識した働き方の推進
- ②教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- ③教職員の負担軽減のための条件整備
- ④保護者や地域の理解と連携の促進

例えば・・・

部活動指導(運動部・文化部)へのご理解・ご協力をお願いします!

- 活動時間の設定**
平日は長くとも2時間程度、休日は長くとも3時間程度
- 休養日の設定**
週2日以上(平日1日、土日少なくとも1日以上)
(週末に取れないときは、他の日に振替)
- オフシーズンの設定**
長期休業中に長期の休養期間(オフシーズン)を設定
☆ 短時間で、合理的かつ効果的な活動を行い、バランスの取れた心身の成長を図ります!

時間外の対応等にご理解・ご協力をお願いします!

- ふれあいデー**
毎月21日を「ふれあいデー」とし、県内全学校での定時退勤を推奨しています。
- 学校閉庁日**
8月のお盆の時期等に、日直を置かない学校閉庁日を設定する市町村や学校が増えています。
- 時間外の電話対応**
時間外は留守番電話や別の専用窓口を設定している場合があります。
☆ 緊急時の連絡先につきましては、各学校及びその学校を所管する市町村教育委員会が指定する方法によってください。また、事案の内容により110番(警察)119番(救急・火災)189番(児童虐待)等をご利用ください。

部活動では、生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、平日、休日ともに活動時間を工夫しています。

長期休業中の活動についても休養期間の設定などを行います。

また、吉川市では、毎月21日前後(各校、行事等の状況から設定)に「ふれあいデー」を、長期休業日には「学校閉庁日」を設定しております。

実施にあたり、各学校から保護者や地域の方々に対して緊急連絡先の周知等を行います。

埼玉県教育委員会発行リーフレット
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2213/document/s/hatarakikatakaiakakuri-furetto.pdf>

この他にも、児童生徒や保護者の悩みを相談できる窓口として、小学校にはあおぞら相談員を、中学校にはさわやか相談員を、また、各学校にスクールカウンセラーを配置しています。(日時や詳細につきましては、各学校へお問い合わせください。)

保護者、地域の皆様には児童生徒の見守り等、様々な面でご協力いただき、ありがとうございます。引き続きご協力をよろしくお願いいたします。